

学校いじめ防止基本方針（改訂版）

岩手県立久慈高等学校長内校

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重要な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「インターネット上のいじめ」は問題を一層複雑化、潜在化させている。

いじめは、人として決して許されない行為であるが、どの生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域社会が一体となって、継続して未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。いじめ問題への取り組みにあたっては、当該学級担任一人が思い悩み、抱え込むのではなく、校長のリーダーシップの下で全教職員が手を携え、一丸となってその解決に至るまで全力で取り組むものである。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、露見しにくい。
- (2) いじめは、人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒並びにそれを取り巻く集団に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題でもある。
- (4) いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (5) いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。（付表参照）

II いじめの未然防止のための取り組み

1 未然防止のための基本的考え方

いじめの問題においては、「いじめがおこらない学級、学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめはどの学級にもおこりえる」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない環境づくり」に取り組む必要がある。

2 いじめ防止対策のための組織

- (1) 組織の名称 いじめ対策委員会
- (2) 構成員

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、教育相談室長（兼特別支援コーディネーター）、養護教諭

- (3) 取り組み内容

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画（道徳教育の全体計画への位置づけ）と「いじめ防止プログラム」の策定
- ② いじめにかかわる研修会の企画立案（教育相談・生徒指導）
- ③ 未然防止、早期発見の取り組み（生徒指導・学年）
- ④ アンケートおよび教育相談の実施（各学級・学年の状況報告等）

⑤ いじめ防止にかかわる生徒の主体的な活動の推進（生徒指導）

（4）開催時期

月1回の定例会とし、いじめ事案の発生時は当該担任と（2）の構成員で緊急開催し、事態の収束まで継続する。

（5）教職員研修

いじめ防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止等に関する教職員の資質向上を図る。

① いじめの問題にかかわる校内研修会

年1回 4月

② いじめ問題への取り組みについてのPDCAサイクルによる評価

年1回12月

3 教職員による指導

- （1）学級や学年、学校が生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、生徒が互いのことを認めあったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- （2）自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。特に配慮の必要な生徒（さまざまな障害を抱えた生徒・海外帰国生徒・被災生徒等）に対しては、日常的に必要な支援を行う。
- （3）すべての教師は、分かりやすい授業を常に心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を持たせる。
- （4）生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力を養うため、すべての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- （5）いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努めるとともに、定期的に「いじめ防止全校集会」を実施する。
- （6）保護者、地域住民及びその他の関係者と連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒の自主的な活動を支援する。

4 生徒に培う力とその取り組み

- （1）自分も他人もともにかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- （2）学級活動や生徒会活動などの場を活用して、児童生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- （3）学級の諸問題について話し合っ解決する活動をととし、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- （4）「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等をとおして、生徒一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。
- （5）生徒の主体的な取り組み
 - ① 生徒会による「いじめ撲滅宣言」等のとりくみ
 - ② いじめ防止標語・ポスターの掲示
 - ③ 好ましい人間関係づくりをねらいとした生徒会行事や取り組み
 - ④ 人権啓発・いじめ撲滅等各種イベントへの参加

5 家庭・地域との連携

- （1）学校いじめ防止基本方針を、ホームページに掲載して保護者・地域への周知を図る。
- （2）PTAの各種会議で、いじめの実態や生徒指導について説明を行う。
- （3）いじめ防止等の取り組みについて、さまざまな広報（各種通信等）を通じて保護者の協力を呼び掛ける。
- （4）いじめの問題に関する保護者アンケートを実施し、その結果を通信等で紹介する。

Ⅲ いじめの早期発見のための取り組み

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめ発見のきっかけは本人からの訴えが多く、いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員は生徒との信頼関係を築くよう努める。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童生徒の表情や行動の変化にも配慮する。
- (3) いじめは大人の見えないところで行われているため、教職員は授業中はもとより、部活動や休み時間、放課後においても生徒の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、部活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換しながら早期発見に努める。
- (5) 教職員は、いじめの兆候に気付いたときには速やかに予防的介入を行う。
- (6) 教職員は、地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深めておく。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

- | | |
|-------------------------|-----------|
| (1) 生徒を対象としたアンケート調査 | 毎月1回・年12回 |
| (2) 保護者を対象としたアンケート調査 | 年2回 |
| (3) 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 | 適宜に実施 |

3 相談窓口の紹介

いじめの相談窓口は以下のとおりである。

校内の窓口（生徒及び保護者）

- 日常のいじめ相談・・・・・・・・・・全教職員が対応
- スクールカウンセラー・・・・・・・・・・教育相談担当・養護教諭・教育相談コーディネーター
- 地域からのいじめ相談窓口・・・・・・・・副校長
- 「インターネット上のいじめ」の相談・・・学校または所轄警察署

市町村設置の相談窓口（面談・電話）・・・・・・・・ふれあい相談 0194-52-2111（平日 09:00～15:45）

岩手県の窓口（生徒及び保護者）

- 24時間子供SOSダイヤル・・・・・・・・0120-0-78310（岩手県教育委員会・24時間対応）
- ふれあい電話・・・・・・・・0198-27-2331（教育センター）

※ いじめを受けている生徒が教職員や保護者に相談することは非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によってはいじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、対応については細心の注意を払う必要がある。

Ⅳ いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱えることなく、いじめ対策委員会が中心となり、速やかに組織的な対応をする。
- (2) 教職員は、いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の生徒には教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) 教職員は、いじめの問題の解決にあたり、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- (4) 校長は、全教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応にあたる。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) 教職員は、いじめを発見したときにはその場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) 教職員は、いじめを発見したり、通報を受けたりしたときには、速やかに校長と「いじめ対策委員会」に報告する。「いじめ対策委員会」は、校長以下すべての教員の共通理解のもと、適切な役割分担を通して問題の解決にあたる。
- (3) 「いじめ対策委員会」は、いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを判断する。
- (4) 「いじめ対策委員会」は、いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、関係者から情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) 「いじめ対策委員会」は、いじめの事実が確認された場合はその再発を防止するため、スクールカウンセラー等の協力を得ていじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒とその保護者への指導・助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- (7) いじめを受けた生徒の心を癒すために、また、いじめを行った生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、「いじめ対策委員会」は教育相談室、スクールカウンセラー、養護教諭と連携を図りながら指導を行う。
- (8) 校長は、教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第 26 条の規定に基づき、学校が定める懲戒規定によって、適切に生徒に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) 教職員は、いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 教職員は、当該集団で話し合いを行わせるなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようとする態度を行き渡らせる。
- (3) 加害生徒による被害生徒への謝罪に止まらず、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題除去など、いじめの収束を目指して教職員全体で指導と支援を行う。
- (4) すべての生徒が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 「インターネット上のいじめ」への対応

- (1) 「いじめ対策委員会」は、情報モラルを涵養するための教育機会の充実と定期的なネット情報の収集を図る。
- (2) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は「いじめ対策委員会」で情報を集約するとともに、県教育委員会と連携して被害の拡大防止に努める。
- (3) 校長は、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し適切な援助を求める。
- (4) 教職員は、インターネットの健全な利用環境（パソコン、携帯電話、スマートフォン等）について、日頃から家庭の理解と協力を得る。

V 重大事態への対応

1 重大事態の定義

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 【法第 28 条第 1 項及び第 2 項】

2 重大事態への対応

- (1) 校長は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（県教育委員会）に報告する。
- (2) 「いじめ対策委員会」は、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

3 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を学校設置者（県教育委員会）に報告する。
- (5) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、随時・適切な方法により情報提供する。（＊関係者の個人情報に配慮する）
- (6) いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校を挙げて取り組む。

■学校の設置者（県教育委員会）が調査の主体となる場合

- (1) 設置者の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。
- (2) 有識者（第三者）等の参加を図り公平性・中立性を確保した調査期間（第三者委員会）の設置。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の点を学校評価の項目に加え、自校の取り組みの適正な評価に努める。

- (1) いじめの未然防止や早期発見に関わる取り組みが適切に機能しているかどうかについて、PDCA サイクルに基づいて評価する。
- (2) 学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載して、保護者・地域住民に広く周知を図る。

VII その他

1 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめの防止等にかかわる方針及び取り組みについて、保護者及び地域社会に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

＜付 表＞ 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会および所轄警察署と連携して対処する。
いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子どもを守り通すという観点から、毅然とした対応をとる。

《いじめ行為が抵触する可能性のある法規》

- ア 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる ……………▶ 脅迫、名誉毀損、侮辱
- イ 仲間はずれ、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ……………▶ 暴行
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ……………▶ 暴行、傷害
- オ 金品をたかられる ……………▶ 恐喝
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ……………▶ 窃盗、器物破損
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする ……▶ 強要、強制わいせつ
- ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる ……………▶ 名誉毀損、侮辱

※平成 30 年 7 月 1 日より施行